

第 20 号議案

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市簡易水道事業のうち千歳簡易水道事業を豊後大野市水道事業に統合したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（経営の規模）

第 2 条 水道事業の規模は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

地区名	給水区域	計画給水人口 (人)	1 日最大給水量 (立法メートル)
三重町	菅生、井迫、浅瀬の一部、宮野、百枝、上田原、西泉、向野の一部、市場、秋葉、内田、赤嶺、芦刈の一部、小坂の一部、松尾の一部、玉田の一部、久田の一部、本城の一部	15, 300	6, 400
千歳町	高畑の一部、新殿、下山、前田、柴山、船田、石田、長峰		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

2 豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

別表千歳簡易水道事業の項を削る。

（豊後大野市水道事業給水条例の一部改正）

3 豊後大野市水道事業給水条例（平成 17 年豊後大野市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（旧千歳簡易水道事業の給水に係る経過措置）

3 豊後大野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 年豊後大野市条例第 号）附則第 2 項の規定による改正前の豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 237 号）に規定する千歳簡易水道事業の給水について、豊後大野市簡易水道事業給水条例（平成 17 年豊後大野市条例第 238 号）の規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当の規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。

（旧千歳簡易水道事業に係る経過措置）

4 附則第 2 項の規定による改正前の豊後大野市簡易水道事業の設置等に関する条例に規

定する千歳簡易水道事業（以下「旧千歳簡易水道事業」という。）に係る平成 29 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧千歳簡易水道事業に属する財産については、施行日以後豊後大野市水道事業会計に属するものとする。